

ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質に関する  
BAT 報告書の事前相談について

令和 2 年 9 月 23 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）では、他の化学物質を製造する際に副生される第一種特定化学物質について、「利用可能な最良の技術（BAT：Best Available Technology/ Techniques）」の原則、すなわち第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考え方に立ち、副生される第一種特定化学物質による環境汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物を第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。

このたび、3省合同会合（令和 2 年 9 月 7 日）<sup>\*1</sup>においてジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質（以下「PFOA 等」という。）の化審法第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールを報告しました。今後、本スケジュールに基づき、PFOA 等の化審法第一種特定化学物質への指定を円滑に行うため、別表に記載の物質を対象として、「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取り扱いについて（お知らせ）」（平成 31 年 3 月 29 日）に基づく BAT 報告書の事前相談を令和 2 年 9 月 23 日から受け付けます。事前相談の際は、末尾の「お問い合わせメールフォーム」から事前に連絡をいただけますようお願いいたします。なお、PFOA 関連物質は今後（令和 3 年 1 月予定）3省合同会合<sup>\*2</sup>において再審議を行う予定となっており、PFOA 関連物質の具体的な対象物質が変更になる可能性がございます。

BAT 報告書の正式な受理については、各物質を規制する政令を公布した後に行いますのであらかじめご承知おきください。複数の物質をまとめて報告することは問題ございませんが、「ジコホル、PFOA とその塩」と「PFOA 関連物質」は公布時期が異なりますので、報告書を分けて提出してください。

**【問合せ先】**

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

電話：03-3501-0605

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

お問い合わせメールフォーム：（下記 URL 先の末尾に設置しています。）

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/about/class1specific](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specific)

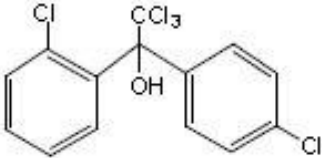
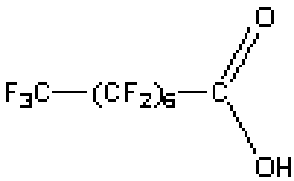
[d\\_history.html](#)

※「お問い合わせ種別」は「化審法」を選択してください。

\*1 令和2年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会・第200回審査部会、令和2年度化学物質審議会第2回安全対策部会、第207回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

\*2 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

(別表)

No.	化学物質名	CAS 番号* <sup>3</sup> (参考)	化審法官報 公示整理番号* <sup>3</sup>
1	2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール  (構造式)	10606-46-9	なし
2	(1) ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩  (PFOA の構造式)	335-67-1 90480-56-1* <sup>4</sup> 3825-26-1* <sup>4</sup> 335-95-5* <sup>4</sup> 2395-00-8* <sup>4</sup> 等	2-2659 2-1195 2-1176 等
2	(2) 炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基 (アルキル基の炭素数が7のものに限る。)を含む化合物  ただし、以下の化合物を除く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オクタデカフルオロアルカン (アルカンの炭素数が8のものに限る。)、クロロ (ヘプタデカフルオロ) アルカン (アルカンの炭素数が8のものに限る。)、ブロモ (ヘプタデカフルオロ) アルカン (アルカンの炭素数が8のものに限る。)</li> <li>・ ペルフルオロアルキル基 (アルキル基は直鎖であり、炭素数が17を超えるものに限る。)を有する化合物</li> </ul>	507-63-1 678-39-7 1996-88-9 27905-45-9 85631-54-5 等	2-90 2-2402 2-3483 2-3502 等

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペルフルオロアルカンカルボン酸（アルカンカルボン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。）</li> <li>・ ペルフルオロアルキルホスホン酸（アルキルホスホン酸の炭素数が8以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。）</li> <li>・ ペルフルオロアルカンスルホン酸（アルカンスルホン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。）</li> <li>・ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩、又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド（PFOSF）</li> </ul>		
--	--	--	--

\*<sup>3</sup>CAS 番号、化審法官報公示整理番号は参考であり、名称に含まれる化学物質が対象となる。

\*<sup>4</sup>ペルフルオロオクタン酸塩の例

別表に関しまして、対象となり得る化学物質については下記の資料をご参照下さい。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken\\_taisaku/pdf/r03\\_01\\_03.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/pdf/r03_01_03.pdf)